

○農産物検査に関する事務処理要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農産第 289 号愛媛県農林水産部長通知）の一部改正

新	旧
<p>農産物検査に関する事務処理要領</p> <p>I 地域登録検査機関の登録等</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 業務規程の届出等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 等級証印の印影の届出 地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、等級証印印影届出書を知事に届け出るものとする。</p> <p>II 農林水産大臣に対する申出・検査結果報告</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 農産物検査の検査結果報告等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 情報請求者への情報の提供 (1) 情報の提供時期 知事は、情報提供を請求する者（以下「情報請求者」という。）に対し、農林水産省農産局長が公表した後に情報の提供を行う。 (2)～(3) (略)</p> <p>III～IV (略)</p> <p style="text-align: center;">別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p>第 1 地域登録検査機関の登録等の申請</p> <p>1 登録等申請書</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 変更登録の申請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 知事は、農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関から、基本要領に規定する変更登録に係る申請書の提出があった場合は、当該地域登録検査機関に係る以下の書類の写しを紙媒体又は電子媒体により申請書に添付して地方農政局長に進達する。</p>	<p>農産物検査に関する事務処理要領</p> <p>I 地域登録検査機関の登録等</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 業務規程の届出等</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 等級証印及び農産物検査員認印の印影の届出 地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、等級証印印影届出書及び農産物検査員認印印影届出書を知事に届け出るものとする。</p> <p>II 農林水産大臣に対する申出・検査結果報告</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 農産物検査の検査結果報告等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 情報請求者への情報の提供 (1) 情報の提供時期 知事は、情報提供を請求する者（以下「情報請求者」という。）に対し、農林水産省政策統括官が公表した後に情報の提供を行う。 (2)～(3) (略)</p> <p>III～IV (略)</p> <p style="text-align: center;">別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p>第 1 地域登録検査機関の登録等の申請</p> <p>1 登録等申請書</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 変更登録の申請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 知事は、農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関から、基本要領に規定する変更登録に係る申請書の提出があった場合は、当該地域登録検査機関に係る以下の書類の写しを紙媒体又は電子媒体により申請書に添付して地方農政局長に進達する。</p>

(ア) 検査機関登録台帳

(イ) 業務規程

(削る)

(削る)

(ウ) 直近の登録更新申請書（登録更新を行っていない場合は、登録申請書）

2 申請における留意事項

(1)～(4) (略)

(5) 隣接する県において生産した農産物を当県において農産物検査を行う場合にあっては、以下の要件を満たしていなければならない。

なお、この場合、当該隣接県に(2)の従たる事務所及び(3)の検査場所を設置しておく必要はないものとする。

ア 当該検査を行う登録検査機関に、当該隣接県の農産物検査を行うことができる農産物検査員がいること。

イ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、農産物検査を行う区域として、県を規定していること。

ウ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、銘柄検査を行おうとする県の銘柄が規定されていること。

エ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、イ及びウについて、出作の特例であることが記載されていること。

3 登録事項の変更の届出等

(1)～(2) (略)

ア (略)

イ 地域登録検査機関の業務を廃止する場合

(ア) 業務の廃止日が含まれる期間の農産物検査の結果

(削る)

(イ) 登録抹消願書（様式第10号）

(ウ) 次に掲げる証明書

a 地域登録検査機関の登録通知書（地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル様式第1号）

b 農産物検査員証（地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル様式第6号）

4 (略)

第2 等級証印の管理等

1 等級証印の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務開始までに、様式第4号による等級証印印影届出書を知事に届け出る。

(ア) 検査機関登録台帳

(イ) 業務規程

(ウ) 等級証印印影届出書

(エ) 農産物検査員認印印影届出書

(オ) 直近の登録更新申請書（登録更新を行っていない場合は、登録申請書）

2 申請における留意事項

(1)～(4) (略)

(5) 隣接する県において生産した農産物(以下「出作」という。)を当県において農産物検査を行う場合にあっては、以下の要件を満たしていなければならない。

なお、この場合、当該隣接県に(2)の従たる事務所及び(3)の検査場所を設置しておく必要はないものとする。

ア 当該検査を行う登録検査機関に、当該隣接県の農産物検査を行うことができる農産物検査員がいること。

イ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、農産物検査を行う区域として、県を規定していること。

ウ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、銘柄検査を行おうとする県の銘柄が規定されていること。

エ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、イ及びウについて、出作の特例であることが記載されていること。

3 登録事項の変更の届出等

(1)～(2) (略)

ア (略)

イ 地域登録検査機関の業務を廃止する場合

(ア) 業務の廃止日が含まれる期間の農産物検査の結果

(イ) 農産物検査員認印廃止届出書（様式第5-2号）

(ウ) 登録抹消願書（様式第11号）

(エ) 次に掲げる証明書

a 地域登録検査機関の登録通知書（地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル様式第1号）

b 農産物検査員証（地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル様式第6号）

4 (略)

第2 等級証印及び農産物検査員認印の印影の届出等

1 等級証印及び農産物検査員認印の印影の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務開始までに、様式第4号による等級証印印影届出書及び様式第5-1号による農産物検査員認印印影届出書を知事に届け出る。

2 等級証印の管理

(1) 地域登録検査機関は、等級証印を適切に管理するため、業務規程に管理方法等を定める。

(削る)

(2) 地域登録検査機関は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに知事に報告し適切な措置を講じること。

3 押印用インクの安全性の確保

地域登録検査機関は、農産物の包装の表面に等級証印を押印するときは、食品衛生上有害なものが含まれていないインクを使用しなければならない。

4 検査証明事項の訂正方法

(1) 地域登録検査機関は、農産物検査法第13条第2項に規定する紛らわしい表示とならないように、業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めること。

(2) 業務規程に検査証明事項の訂正方法の定めがない場合には、別紙参考
に示されている訂正方法によらなければならない。

(3) 電子情報処理組織を使用する方法を用いる場合は、訂正の履歴を残さなければならない。

(削る)

第3 帳簿

1 (略)

2 帳簿の様式については、次に掲げるとおりとする。

(1) 国内産農産物に係る品位等検査 様式第5号

(2) 外国産農産物に係る品位等検査 様式第6号

(3) 成分検査 様式第7号

第4 成分検査業務の委託の届出

1 法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外の業務を他の登録検査機関に委託しようとする登録検査機関（以下「委託登録検査機関」

また、農産物検査員認印の印影を変更し、又は廃止した場合にあっても同様とする。

2 等級証印及び農産物検査員認印の管理

(1) 地域登録検査機関は、等級証印及び農産物検査員認印を適切に管理するため、業務規程に管理方法等を定める。

(2) 地域登録検査機関は、農産物検査員認印を検査結果の証明以外に農産物検査の事務等に使用する場合、業務規程に使用範囲を明確に定めること。

(3) 地域登録検査機関は、等級証印及び農産物検査員認印の不正使用を発見したときは、直ちに知事に報告し適切な措置を講じること。

3 押印用インクの安全性の確保

地域登録検査機関は、農産物の包装の表面に等級証印及び農産物検査員認印を押印するときは、食品衛生上有害なものが含まれていないインクを使用しなければならない。

(新設)

4 農産物検査員認印の印影の変更等の届出

地域登録検査機関は、農産物検査員認印の印影を変更する場合及び農産物検査員が退職等により当該農産物検査員認印の使用を中止する場合は、様式第5-2号による農産物検査員認印廃止届出書を知事に提出する。

第3 帳簿

1 (略)

2 帳簿の様式については、次に掲げるとおりとする。

(1) 国内産農産物に係る品位等検査 様式第6号

(2) 外国産農産物に係る品位等検査 様式第7号

(3) 成分検査 様式第8号

第4 成分検査業務の委託の届出

1 法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外の業務を他の登録検査機関に委託しようとする登録検査機関（以下「委託登録検査機関」

という。)は、規則第24条第1項の規定に基づき、様式第8号の成分検査業務委託届出書を作成し、あらかじめ知事に届け出る。

なお、当該届出書は、法第17条第7項の規定に基づく同条第4項第6号に掲げる事項の変更の届出を兼ねるものとする。

2～3 (略)

4 委託事項変更の届出

委託登録検査機関は、規則第24条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則第24条第2項の規定に基づき、様式第8号の成分検査業務委託届出書をあらかじめ知事に届け出るとともに受託地域登録検査機関に通知するものとする。

5 (略)

第5 農産物検査員証の再交付等の届出

1 地域登録検査機関は、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、様式第1～3号による地域登録検査機関の変更登録申請書又は様式第2号による登録事項変更届出書により知事に申請するとともに、当該農産物検査員証を知事に返納する。

また、農産物検査員証を紛失したときは、様式第9号により再交付の申請を行う。

2 地域登録検査機関は、農産物検査員を登録台帳から抹消するときは、様式第10号により知事に届け出るとともに、当該農産物検査員の農産物検査員証を知事に返還する。

という。)は、規則第24条第1項の規定に基づき、様式第9号の成分検査業務委託届出書を作成し、あらかじめ知事に届け出る。

なお、当該届出書は、法第17条第7項の規定に基づく同条第4項第6号に掲げる事項の変更の届出を兼ねるものとする。

2～3 (略)

4 委託事項変更の届出

委託登録検査機関は、規則第24条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則第24条第2項の規定に基づき、様式第9号の成分検査業務委託届出書をあらかじめ知事に届け出るとともに受託地域登録検査機関に通知するものとする。

5 (略)

第5 農産物検査員証の再交付等の届出

1 地域登録検査機関は、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、様式第1～3号による地域登録検査機関の変更登録申請書又は様式第2号による登録事項変更届出書により知事に申請するとともに、当該農産物検査員証を知事に返納する。

また、農産物検査員証を紛失したときは、様式第10号により再交付の申請を行う。

2 地域登録検査機関は、農産物検査員を登録台帳から抹消するときは、様式第11号により知事に届け出るとともに、当該農産物検査員の農産物検査員証を知事に返還する。

(新設)

(別紙参考)

検査証明事項の訂正方法

検査証明書			
何年産 ①	種類 ①	商標、包装及び左記の事項を証明する。	
銘柄 ②		何登録検査機関	
正味重量規格 何 kg ③	等級	検査年月日 ④	

- ① 種類、年産…誤った記載事項を抹消の上、当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印の押印により行う。
- ② 銘柄…誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押印し、適正な記載事項を記載する。
- ③ 量目…法第5条第2項(法第34条第3項において準用する場合を含む。)の品位等検査を行う場合であって、量目の規格に適合していない農産物を検査するときは、当該農産物の正味重量を「量目」欄又は「正味重量規格」欄にそれぞれ百グラム単位で「〇〇.〇kg」と記載し、「正味重量規格」欄の「規格」の文字を抹消の上、当該抹消箇所農産物検査員の認印を押印する。
- ④ 検査証明月日、登録検査機関名(機関名付き日付印)…誤って押印をした場合は、
(ア) 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
(イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

地域登録検査機関の登録申請手続

1 登録の区分等について

- (1) 登録の区分
 ① 品位等検査（国内産農産物又は外国産農産物の別）
 ② 成分検査
 (2) 手数料
 登録 1件につき 15万円
 (3) 登録の有効期間 5年間

2 登録までの主な流れ

(1) 登録申請書及び添付書類を知事に提出。

- ① 品位等検査(国内産)
 ② 品位等検査(外国産)
 ③ 成分検査

(注) 検査を行う区域が複数である登録検査機関になるようとする場合は、地方農政局に申請する。

(2) 知事は、必要な書類が添付されていること、納付すべき手数料が納付されていることを確認した後、登録要件に適合しているか審査(書類審査及び現地審査)を実施する。

(3) 知事は、当該申請が登録要件に適合していることが認められた場合、登録検査機関として登録台帳に記載するとともに、①登録年月日及び登録番号、②登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、③農産物検査を行う農産物の種類、④登録の区分、⑤農産物検査を行う区域、⑥農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類(⑦業務委託を行う、又は委託を受ける場合は、委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公示。

3 登録申請書の記載

名称	名称	所在地	電話番号
1 → 主たる事務所			
2 → 従たる事務所			
3 → 登録の区分	品位等検査	成分検査	
4 → 農産物の種類			
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備考	5		

⑤登録検査機関名の略称
略称を使用する場合は略称名を記入する。

①主たる事務所
登記事項証明書に記載された主たる事務所等を記載

②従たる事務所
主たる事務所以外の事務所であって、農産物検査を行う場所(検査場所)を管轄し、検査請求の受付、帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所を記載
名称は、組織規程等に記載された支店、支部、出張所等の名称を記載

③登録の区分
品位等検査又は成分検査のいずれか一方のみを行う場合は、該当する区分以外の区分を二重線で抹消する。

④農産物の種類
国内産農産物又は外国産農産物の別及び農産物の種類を記載
(規則第1条の表の上欄)
もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば、でん粉
(例:国内産玄米、外国産小麦)

地域登録検査機関の登録申請手続

1 登録の区分等について

- (1) 登録の区分
 ① 品位等検査（国内産農産物又は外国産農産物の別）
 ② 成分検査
 (2) 手数料
 登録 1件につき 15万円
 (3) 登録の有効期間 5年間

2 登録までの主な流れ

(1) 登録申請書及び添付書類を知事に提出。

- ① 品位等検査(国内産)
 ② 品位等検査(外国産)
 ③ 成分検査

(注) 検査を行う区域が複数である登録検査機関になるようとする場合は、地方農政局に申請する。

(2) 知事は、必要な書類が添付されていること、納付すべき手数料が納付されていることを確認した後、登録要件に適合しているか審査(書類審査及び現地審査)を実施する。

(3) 知事は、当該申請が登録要件に適合していることが認められた場合、登録検査機関として登録台帳に記載するとともに、①登録年月日及び登録番号、②登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、③農産物検査を行う農産物の種類、④登録の区分、⑤農産物検査を行う区域、⑥農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類(⑦業務委託を行う、又は委託を受ける場合は、委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公示。

3 登録申請書の記載

名称	名称	所在地	電話番号
1 → 主たる事務所			
2 → 従たる事務所			
3 → 登録の区分	品位等検査	成分検査	
4 → 農産物の種類			
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備考	5		

⑤登録検査機関名の略称
略称を使用する場合は略称名を記入する。

①主たる事務所
登記事項証明書に記載された主たる事務所等を記載

②従たる事務所
主たる事務所以外の事務所であって、農産物検査を行う場所(検査場所)を管轄し、検査請求の受付、帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所を記載
名称は、組織規程等に記載された支店、支部、出張所等の名称を記載

③登録の区分
品位等検査又は成分検査のいずれか一方のみを行う場合は、該当する区分以外の区分を二重線で抹消する。

④農産物の種類
国内産農産物又は外国産農産物の別及び農産物の種類を記載
(規則第1条の表の上欄)
もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば、でん粉
(例:国内産玄米、外国産小麦)

4 登録申請に必要な書類について

- (1) 登録検査機関登録申請書(様式第1号)
(注: 収入証紙を申請書に貼り付けること)
- (2) 添付書類
 - ① 定款及び登記事項証明書
 - ② 役員の氏名及び住所を記載した書面
 - ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類(申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、知事がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する。)
 - ⑤ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類
 - ⑥ 検査場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。)に関する書類(所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等))
 - ⑦ 農産物検査に必要な器具機材の写真
なお、計量法(平成4年法律第51号)に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

5 業務規程の取扱いについて

- (1) 業務規程の記載内容
登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を様式例第1号に倣って作成する。
- (2) 業務規程の届出
確認に必要な書類を添付して知事に届け出る。
- (3) 変更登録及び登録事項の変更に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

6 等級証印の管理等について

- (1) 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、様式第4号による等級証印印影届出書を知事に提出する。
- (2) 等級証印の印影を変更した場合に於いても同様とする。

7 登録の更新について

- (1) 登録更新手数料 10,100円
(品位等検査及び成分検査の両方を行う場合でもそれぞれの手数料とする。)
- (2) 登録の更新の際には、登録検査機関が登録要件に適合しているか定期的に確認する必要があることから、登録と同様に添付書類の確認を行う。

8. 変更登録について

- (1) 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、農産物検査の登録の区分、農産物検査を行う区域を変更する場合に、変更登録を行う。
- (2) 変更登録手数料
 - ① 変更登録(登録の区分の増加に係るものに限る。) 1件につき 3万円
 - ② 変更登録(農産物の種類の増加に係るものに限る。) 1件につき 3万円
- (3) 変更登録は、いずれも農産物検査を行う場合の能力的変更を伴うものであることから、農産物検査員並びに機械器具その他の設備及びその所在場所については、登録の場合と同様に確認を行う。

4 登録申請に必要な書類について

- (1) 登録検査機関登録申請書(様式第1号)
(注: 収入証紙を申請書に貼り付けること)
- (2) 添付書類
 - ① 定款及び登記事項証明書
 - ② 役員の氏名及び住所を記載した書面
 - ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類(申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、知事がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する。)
 - ⑤ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類
 - ⑥ 検査場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。)に関する書類(所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等))
 - ⑦ 農産物検査に必要な器具機材の写真
なお、計量法(平成4年法律第51号)に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

5 業務規程の取扱いについて

- (1) 業務規程の記載内容
登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を様式例第1号に倣って作成する。
- (2) 業務規程の届出
確認に必要な書類を添付して知事に届け出る。
- (3) 変更登録及び登録事項の変更に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

6 等級証印及び農産物検査員の認印の管理等について

- (1) 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、様式第4号による等級証印印影届出書及び様式第5号による農産物検査員認印印影届出書を知事に提出する。
- (2) 等級証印及び農産物検査員の認印の印影を変更した場合に於いても同様とする。

7 登録の更新について

- (1) 登録更新手数料 10,100円
(品位等検査及び成分検査の両方を行う場合でもそれぞれの手数料とする。)
- (2) 登録の更新の際には、登録検査機関が登録要件に適合しているか定期的に確認する必要があることから、登録と同様に添付書類の確認を行う。

8. 変更登録について

- (1) 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、農産物検査の登録の区分、農産物検査を行う区域を変更する場合に、変更登録を行う。
- (2) 変更登録手数料
 - ① 変更登録(登録の区分の増加に係るものに限る。) 1件につき 3万円
 - ② 変更登録(農産物の種類の増加に係るものに限る。) 1件につき 3万円
- (3) 変更登録は、いずれも農産物検査を行う場合の能力的変更を伴うものであることから、農産物検査員並びに機械器具その他の設備及びその所在場所については、登録の場合と同様に確認を行う。

様式第1号～第4号 (略)

(削る)

様式第1号～第4号 (略)

様式第5-1号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査員認印印影届出書

印影使用開始年月日：年 月 日

<u>農産物検査員氏名</u>	<u>証明書番号</u>	<u>印 影</u>

(削る)

様式第5-2号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査員認印廃止届出書

次の農産物検査員の認印を廃止しましたので、届出いたします。

印影廃止年月日： 年 月 日

農産物検査員氏名	証明書番号	印 影

上記農産物検査員の認印を廃棄・焼却しました。

年 月 日

廃棄・焼却確認者 地域登録検査機関
役 職
氏 名

様式第 8 号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

成分検査業務委託届出書

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 28 条の規定に基づき、成分検査に関する業務を下記のとおり委託したいので届け出ます。

記

- 1 委託先の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 委託しようとする業務の内容
- 3 委託しようとする期間

（注）農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第24条第3項の準則を添付すること。

様式第 9 号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

成分検査業務委託届出書

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 28 条の規定に基づき、成分検査に関する業務を下記のとおり委託したいので届け出ます。

記

- 1 委託先の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 委託しようとする業務の内容
- 3 委託しようとする期間

（注）農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第24条第3項の準則を添付すること。

様式第 9 号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

再 交 付 願（紛失届）

当機関に所属する農産物検査員 について、農産物検査員証を紛失
しましたので届け出るとともに、再交付をお願いします。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員
住所
氏名

（注）農産物検査員の署名ができない場合は、地域登録検査機関の検査担当者が
紛失理由の記入を行うとともに農産物検査員を地域登録検査機関検査担当者
と読み替え署名を行う。

様式第 10 号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

再 交 付 願（紛失届）

当機関に所属する農産物検査員 について、農産物検査員証を紛失
しましたので届け出るとともに、再交付をお願いします。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員
住所
氏名

（注）農産物検査員の署名ができない場合は、地域登録検査機関の検査担当者が
紛失理由の記入を行うとともに農産物検査員を地域登録検査機関検査担当者
と読み替え署名を行う。

様式第 10 号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

登録抹消願書

農産物検査員が（例：退職、出向）したので、下記のとおり農産物検査員証を返納し、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）別記様式第 18 号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

1. 抹消する農産物検査員氏名
2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号
3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由

上記返納できない理由に相違ありません。

地域登録検査機関検査担当者
氏名

様式第 11 号

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

登録抹消願書

農産物検査員が（例：退職、出向）したので、下記のとおり農産物検査員証を返納し、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）別記様式第 18 号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

1. 抹消する農産物検査員氏名
2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号
3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由

上記返納できない理由に相違ありません。

地域登録検査機関検査担当者
氏名

様式例第1号

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関名）</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 農産物検査の業務の実施</p> <p>第11条～第15条（略）</p> <p>（検査試料の採取） 第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。</p> <p>〔外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合〕</p> <p>2 採取した試料は、本会が検査後〇年間保存するものとする。</p> <p>3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。</p>	<p>（検査試料の採取）</p> <p>1 標準抽出方法に従って行うことを規定していること。</p> <p>2 外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査の場合、採取した検査試料の保管管理について規定していること。</p> <p><u>3 農産物検査法施行規則に基づき標準抽出方法を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示。以下「標準抽出方法を定める告示」という。）第一の一の(三)及び二の(二)に定められた大規模乾燥調製貯蔵施設等における試料が特に均一であると認められると判断した検査荷口についての簡素化された抽出方法（以下「簡素化された抽出方法」）によるサンプリングの実施方法について規定していること。</u> <u>(3-1 判断する基準について)</u> <u>① 農林水産省ホームページに掲載されている「均一性チェックシート」等を用い、二項分布で算出された着色粒の混入確率と穀粒</u></p>

様式例第1号

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関名）</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 農産物検査の業務の実施</p> <p>第11条～第15条（略）</p> <p>（検査試料の採取） 第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。</p> <p>〔外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合〕</p> <p>2 採取した試料は、本会が検査後〇年間保存するものとする。</p> <p>3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。</p>	<p>（検査試料の採取）</p> <p>1 標準抽出方法に従って行うことを規定していること。</p> <p>2 外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査の場合、採取した検査試料の保管管理について規定していること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

	<p><u>判別機の着色粒の測定値を比較し、均一であること。</u></p> <p><u>② 二項分布内で特定の傾向がないこと。</u></p> <p><u>なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。</u></p> <p><u>(3-2 施設の公表について)</u></p> <p><u>③ 試料が特に均一であると判断された施設名並びに、都道府県及び市町村を記載した所在地を整理し、ホームページに掲載する等関係者が随時縦覧できるよう必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>④ 上記③を整理する際に、判断した試料データ及び判断を行った者等根拠資料の保存を規定すること。</u></p> <p><u>(3-3 検査方法について)</u></p> <p><u>⑤ 簡素化された抽出方法により実施する条件とその方法を規定すること。</u></p> <p><u>⑥ 均一性が認められない場合は、標準抽出方法を定める告示第一の(一)及び(二)並びに第二の(一)に定められた抽出方法によることを規定すること。</u></p> <p><u>⑦ 均一性が確認された大規模乾燥調製貯蔵施設等においては、検査請求を受けたロットから採取したサンプルについて、合成・縮分する前に品質が均一で特定の傾向がないか確認する旨を規定</u></p>		
--	---	--	--

<p>(農産物検査の業務の実施方法) 第 17 条 (略)</p> <p>(検査証明) 第 18 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。</p> <p>(農産物検査の結果の通知) 第 19 条 農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。</p>	<p><u>すること。</u></p> <p><u>(3-4 試料の採取方法について)</u></p> <p><u>⑧ 試料が特に均一と判断されたロットからの資料の採取方法を規定すること。</u></p> <p>(農産物検査の業務の実施方法) (略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>1 検査証明は、法令の定めるところにより行うことを規定していること。</p> <p><u>2 検査証明書又は検査証明事項を QR コード、バーコード、RFID 等照会コードを用いて電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合、その取扱方法を業務規程に規定すること。</u></p> <p><u>3 上記 2 を規定する場合には、必要な情報セキュリティ対策を講じ、その内容を業務規程とともに保存すること。</u></p> <p><u>4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況も含めて登録検査機関として適切な管理を行うことを規定していること。</u></p> <p>(農産物検査の結果の通知等) 農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。 なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。</p> <p>(1) 請求者氏名及び住所 <u>(削る)</u></p> <p><u>(2) 検査結果別数量</u></p> <p><u>(3) 格付理由</u></p>	<p>(農産物検査の業務の実施方法) 第 17 条 (略)</p> <p>(検査証明) 第 18 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。</p> <p>(農産物検査の結果の通知) 第 19 条 農産物検査員は、様式○号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。</p>	<p>(農産物検査の業務の実施方法) (略)</p> <p>(検査証明) 検査証明は、法令の定めるところにより行うことを規定していること。 <u>(新設)</u></p> <p>(農産物検査の結果の通知等) 農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式及び<u>農産物検査員の認印の使用等</u>を定めること。 なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。</p> <p>(1) 請求者氏名及び住所 <u>(2) 農産物検査を行った農産物検査員の氏名</u></p>
---	--	---	---

<p>(帳簿の作成及び保存) 第 20 条 本会は、様式〇号の帳簿を作成し、5年間保存するものとする。</p> <p>第 5 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項</p> <p>第 29 条～第 35 条 (略)</p> <p>(等級証印の管理) 第 36 条 等級証印を適切に管理するものとする。</p> <p><u>(検査証明事項の訂正方法)</u> <u>第 36 条の 2 地域登録検査機関は、農産物検査法第 13 条第 2 項に規定する紛らわしい表示とならないよ</u></p>	<p><u>(4) 検査年月日</u></p> <p>(帳簿の作成及び保存) 1 帳簿の様式は、<u>農産物検査法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 32 号) 第 22 条第 2 項</u>に定める事項が網羅されていること。 2 帳簿が必要な期間適正に保存されるものであること。 3 電子媒体により保存する場合は、その旨記載されていること。 4 本マニュアル中の様式に囚われず実際に保存される様式であること。 <u>5 複数の抽出方法によりサンプリングを行った場合、抽出方法ごとに帳簿を作成・保存しておくこと。</u></p> <p>(等級証印の管理) 等級証印の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。 <u>(削る)</u></p>	<p>(帳簿の作成及び保存) 第 20 条 本会は、様式〇号の帳簿を作成し、5年間保存するものとする。</p> <p>第 5 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 7 章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項</p> <p>第 29 条～第 35 条 (略)</p> <p>(等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の管理) 第 36 条 等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>を適切に管理するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(3) 検査結果別数量</u> <u>(4) 格付理由</u> <u>(5) 検査年月日</u></p> <p>(帳簿の作成及び保存) 1 帳簿の様式は、<u>法令</u>に定める事項が網羅されていること。 2 帳簿が必要な期間適正に保存されるものであること。 3 電子媒体により保存する場合は、その旨記載されていること。 4 本マニュアル中の様式に囚われず実際に保存される様式であること。 <u>(新設)</u></p> <p>(等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の管理) 1 等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。 <u>2 農産物検査員の認印の使用を明確にしておくこと。</u></p>
---	--	---	---

<p><u>うに、登録検査機関が定める業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めるものとする。</u></p> <p>(等級証印の不正使用等) 第37条 本会の役職員は等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。 2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに県知事にほうこくする等適切な措置を講じるとともに、県又は国の要請による調査等に協力するものとする。</p> <p>第38条～第39条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>(等級証印の不正使用等) 1 不正使用に対して適切な対応をしていること。 2 不正使用を発見したときは、適切な措置を講じるとともに知事の要請による調査等に協力すること。</p>	<p>(等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の不正使用等) 第37条 本会の役職員は等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。 2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに県知事にほうこくする等適切な措置を講じるとともに、県又は国の要請による調査等に協力するものとする。</p> <p>第38条～第39条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>(等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の不正使用等) 1 不正使用に対して適切な対応をしていること。 2 不正使用を発見したときは、適切な措置を講じるとともに知事の要請による調査等に協力すること。</p>
--	---	--	---

様式例第2号

成分検査委託業務規程記載事項 (例)	作成のポイント
<p>成分検査委託業務規程 (登録検査機関名)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(委託に係る帳簿の整備) 第11条 受託者は、委託に係る業務について次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、他の業務との区別を明確にしておくものとする。 一 証明番号 二 検査請求者名 三 検査受付年月日</p>	<p>(委託に係る帳簿の整備) 1 業務内容が明確に整理されるよう規定すること。 2 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。 3 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。</p>

様式例第2号

成分検査委託業務規程記載事項 (例)	作成のポイント
<p>成分検査委託業務規程 (登録検査機関名)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(委託に係る帳簿の整備) 第11条 受託者は、委託に係る業務について次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、他の業務との区別を明確にしておくものとする。 一 証明番号 二 検査請求者名 三 検査受付年月日</p>	<p>(委託に係る帳簿の整備) 1 業務内容が明確に整理されるよう規定すること。 2 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。 3 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。</p>

<p>四 試料採取年月日及び試料採取者名</p> <p>五 種類、生産年度、銘柄、包装、量目及び検査数量</p> <p>六 成分項目別測定結果</p> <p>七 検査証明年月日及び交付年月日</p> <p>八 検査手数料の単価及び手数料の額、委託手数料の額及び控除後の検査手数料の額</p> <p>2 帳簿については、業務完了後5年間保存しておくものとする。</p> <p>3 帳簿については、電子記録媒体に記録した電磁的記録として、保存することも差し支えないものとする。</p> <p>別記様式 (略)</p>		<p>四 試料採取年月日及び試料採取者名</p> <p>五 種類、生産年度、銘柄、包装、量目及び検査数量</p> <p>六 成分項目別測定結果及び農産物検査員の氏名</p> <p>七 検査証明年月日及び交付年月日</p> <p>八 検査手数料の単価及び手数料の額、委託手数料の額及び控除後の検査手数料の額</p> <p>2 帳簿については、業務完了後5年間保存しておくものとする。</p> <p>3 帳簿については、電子記録媒体に記録した電磁的記録として、保存することも差し支えないものとする。</p> <p>別記様式 (略)</p>	
--	--	---	--

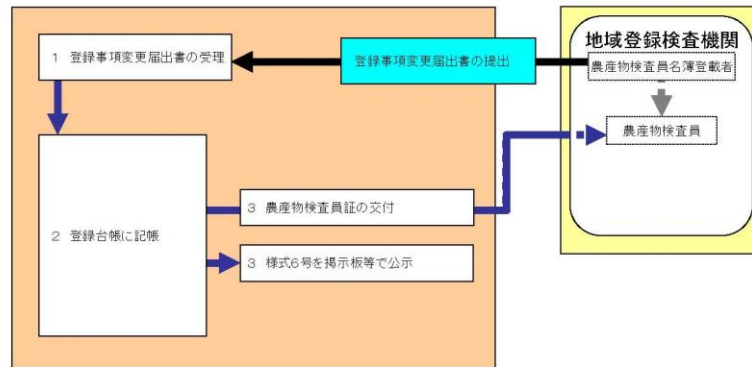
別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

第1～第7 (略)

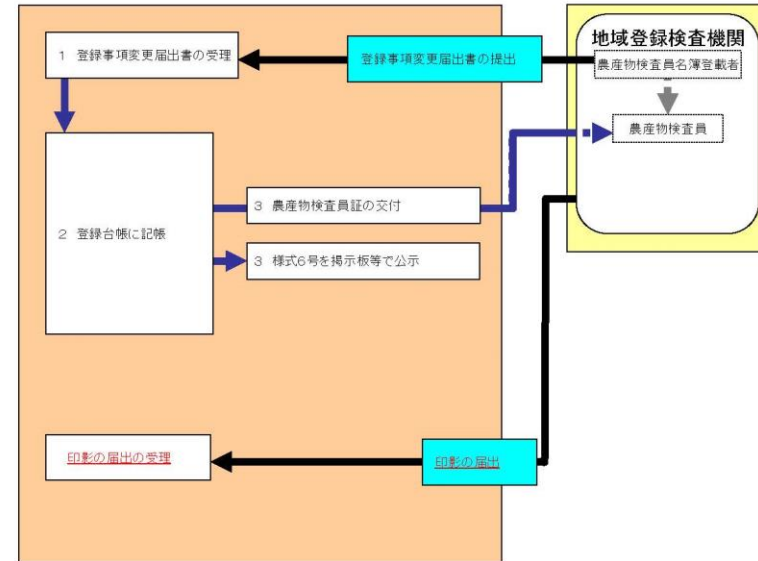
別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

第1～第7 (略)

地域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続



地域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続



様式第1号～様式第8-3号 (略)

別紙3 (略)

別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1～第3 (略)

第4 検査結果の公表

1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

2 (略)

様式第1号～様式第8-3号 (略)

別紙3 (略)

別紙4 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

第1～第3 (略)

第4 検査結果の公表

1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省政策統括官が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

2 (略)

(参考)

農産物検査に関する基本要領
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
		9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌月1月20日	翌月1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日

(参考)

農産物検査に関する基本要領
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事への報告期日	地方農政局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
		9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月から翌年3月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌月1月20日	翌月1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日

様式第1号

番 号
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考

- 【注】1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米史以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
 3 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第2号

番 号
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	水分不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他

- 【注】1 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果については、別欄とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
 2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第1号

番 号
年 月 日

政策統括官 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考

- 【備考】1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米史以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
 3 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政策統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第2号

番 号
年 月 日

政策統括官 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖繩総合事務局長

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	水分不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他

- 【備考】1 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果については、別欄とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
 2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政策統括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第5号

番 号
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府内閣総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考

- (注) 1 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
 2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第6号

番 号
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府内閣総合事務局長

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）

(単位: トン)

都道府県名	種類	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1等 (合格)	2等	3等	4等	5等	規格外	備考

- (注) 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買即時契約（SBS契約）及び現期貿易の別荘内農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はたか麦及びその油農産物の別）を記載すること。
 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
 3 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第5号

番 号
年 月 日

政管総括官 殿

地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府内閣総合事務局長

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 _____

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考

- 備考1 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
 2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政管総括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第6号

番 号
年 月 日

政管総括官 殿

地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府内閣総合事務局長

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）

(単位: トン)

都道府県名	種類	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	1等 (合格)	2等	3等	4等	5等	規格外	備考

- 備考1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買即時契約（SBS契約）及び現期貿易の別荘内農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はたか麦及びその油農産物の別）を記載すること。
 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
 3 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政管総括官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第7号

番 号
年 月 日

農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

成分検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

(単位:kg)

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測定結果			備 考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

- 注1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。
 2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

様式第7号

番 号
年 月 日

政策経済官 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

成分検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

(単位:kg)

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測定結果			備 考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

- 備考1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。
 2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「政策経済官」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。